

大分県税事務所 特別滞納整理室から 徴税吏員が派遣されました

7月から、市税等の徴収強化対策として、
徴収および悪質滞納者の滞納処分業務を担当しています。

※滞納処分とは、国税徴収法等に基づき財産の差押えなどを行うことです。
市税等の滞納者の財産の差押えや差押えに係る（家宅）搜索、または差し押さえた財産の売却などについては、司法（裁判所）の許可無く市の判断で行うことができます。（一般私債権については、裁判所の許可が必要です。）

※差し押さえる財産とは、不動産、給料、預貯金、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金などさまざまなものがあります。

※悪質滞納者とは、市税等を納付する能力（所得、預貯金、財産など）を有しているにもかかわらず納付しない滞納者や、納付意思や誠意の無い滞納者のことです。



7月1日に辞令が交付され、すでに業務を担当しています。

徴税吏員に任命された市職員が行う差押えや搜索を妨害した場合は、公務執行妨害で処罰されます。
また滞納処分を行うにあたって徴税吏員が行う質問や調査についても同様の権限が法律によって定められています。



納税は義務です!! 納期内納付をお願いします!!